

Title	バイオ燃料をめぐる国際通商（二・完）：EUの持続可能性基準とその域外への拡散
Author(s)	内記, 香子
Citation	阪大法学. 2013, 62(6), p. 21-50
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/60137">https://doi.org/10.18910/60137</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# バイオ燃料をめぐる国際通商（二・完）

—— EUの持続可能性基準とその域外への拡散 ——

内 記 香 子

- 一 はじめに——規制の拡散という視点——
- 二 EU再生可能エネルギー利用促進指令の構造と持続可能性基準
- 三 持続可能性基準の遵守の証明  
—— 民間の認証スキームの利用 ——（以上、六二卷五号）
- 四 持続可能性基準のWTO協定適合性
  - （1）ガットとPPM規制
  - （2）持続可能性基準とガット第三条四項
  - （3）持続可能性基準とガット第二〇条
  - （4）持続可能性基準とTBT協定
- 五 日本におけるバイオ燃料の持続可能性基準
  - （1）日本の持続可能性基準の内容
  - （2）基準の運用
- 六 おわりに  
（以上、本号）

## 四 持続可能性基準のWTO協定適合性

本稿の関心は、「一はじめに」で述べたように、EU指令の規定するバイオ燃料の持続可能性基準が、どの程度他国の規制に影響を与えているかという点にあるが、他国がEU指令と類似の規制を採用するかどうかを検討する過程において、必ず問題とされるのが、持続可能性基準のWTO協定適合性であろう。この点については、既に行研究がいくつかある。EU指令の起草過程においても、WTO協定適合性についてはかなり意識されていたようであり、指令の随所にそれをみてとれるとの指摘がある。<sup>(39)</sup> EU域内で生産されたバイオ燃料と競争関係が生じる可能性がある輸入バイオ燃料は、主としてラテンアメリカと東南アジアからのバイオ燃料であるという。どのようなWTO協定上の問題があり得るか、以下で考察するが、協定の適合性をみていくと、バイオ燃料の生産過程の特性についても気づかされる点が多い。WTOの関連協定は、ガット（関税と貿易に関する一般協定）とTBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）である。まずガットから検討するが、本稿では、ガット第三条を中心に検討し、ガット第一条については紙面の関係で省略する。

## (1) ガットとPPM規制

バイオ燃料の持続可能性基準のような要件は、WTO法上、いわゆるPPM (Process or Production Methods) 規制とよばれているものである。これは、産品それ自体への規制ではなく、産品の製造工程・方法に関する規制である。生産工程・方法が、最終製品に影響を与える場合には、後述のとおり条文の要件内で扱うことについて問題はないが、生産工程・方法を用いた結果が最終製品に反映されないPPM規制については、ガット上の取り扱い方

に関し、判例・学説ともに不明確な部分が残っている。PPM規制は、地球温暖化政策の文脈においては、例えば、温室効果ガスを多く排出して製造された産品とそうではない産品の規制をめぐり、排出量取引制度と国境調整措置の問題として議論されてきた。<sup>(40)</sup>

それでは、EU指令が義務的に課している、①温室効果ガスの排出量の削減水準と②土地利用に関する基準についてはどうだろうか。①は、燃料使用に至るまでのライフサイクル（原料生産・採取・製造・輸送過程）における排出量に関するものであり、最終製品であるバイオ燃料それ自体には特性としては反映されないPPM規制である<sup>(41)</sup>とみることができ、②の土地利用についても、生物多様性価値の高い土地、炭素貯蓄度の高い土地、泥炭地という三種類の土地を保全して生産されたバイオ燃料であるかどうかは、最終製品であるバイオ燃料には特性として反映されないPPM規制である。そこで以下では、①と②の要件ともに、最終製品に影響を与えないPPM規制として、議論をすすめることにする。

前述のとおり、こうした最終製品に影響を与えないPPM規制のガット上の取り扱いについては議論があるところがあるが、これまでのガット・WTO紛争解決の事例より、概ね次の二つのタイプがある。<sup>(42)</sup>一つ目のタイプは、米国のエビ輸入禁止事件の紛争当事国による取り扱い方であり、PPM規制は、数量制限の禁止を定めるガット第十一條違反を構成すると捉えるものである。同事件では、海亀を保護しない漁法によるエビについて、米国への輸入・流通・販売を禁止する措置が問題となった。原告のインド・マレーシア・タイなど四か国は、ガット第十一條違反を主張し、被告の米国もそれを争わなかったため、ガット第十一條違反が認定された<sup>(43)</sup>（そして第二〇条（g）号による正当化が議論された）。この考え方は、ガット時代の米国のマグロ輸入制限事件のパネル判断を踏襲したものである。<sup>(44)</sup>ガット第三條注釈によれば、国内で、ある産品の流通・販売を禁止して、同時に輸入を禁止する措置

は、その輸入禁止の側面について通常は、国内の規制を国境で実施しているとみなされて、(ガット第十一条の問題ではなく)ガット第三条上の問題として扱われる。しかしガット時代の米国のマグロ輸入制限事件によれば、P P M規制については、同じガット第三条注釈によって、第三条は産品それ自体 (product as such) に対する規制のみ適用されるものであつて、そうではないP P M規制についてガット第三条は適用されない。<sup>(45)</sup>したがつて、ガット第三条の適合性の問題としては扱われず、ガット第十一条違反とされる。ただし、米国のエビ輸入禁止事件では、上訴の争点にならなかつたため、上級委員会自身がP P M規制についてガット第十一条違反という判断を下したわけではないので、将来、異なる(ガット第十一条違反にはならないという)判断が出る可能性があるという指摘もある。<sup>(46)</sup>

第二のタイプは、第十一条違反の問題ではなく、ガット第三条の内国民待遇義務の問題としてP P M規制を扱うものである。このタイプは、(第一の場合のように)輸入産品について輸入規制をしている場合とは異なり、たとえばP P M規制に基づいて、内国税の負担を変えたり(第三条二項の問題)、輸入規制はしていないがP P Mに基づく内国規制が存在する場合である(第三条四項の問題)。ここで問題となるのは、産品の同種性の判断である。

第三条二項のケースとして、しばしば引用されるのが、ガット時代の米国のモルト飲料事件である。<sup>(47)</sup>この事件では、米国における飲料に対する様々な規制が検討され、そのひとつに、規模の小さな醸造所から生産されたビールについては税額控除をするというミネソタ州法が問題になった。ガット・パネルは、小さな醸造所から生産されたビールと大きなところで生産されたビールは同種ではないとは言えず、醸造所の規模は、最終製品のビールの性質に影響を与える規制ではないとした。<sup>(48)</sup>

第三条四項とP P M規制のケースとしては、W T O紛争解決手続における米国のガソリン精製基準事件のパネル

判断がある。この事件では、大気汚染防止の点から導入された、米国ガソリンの品質の規制が扱われた。この米国の規制が、事実上、外国のガソリン精製業者に対して、法定基準値によってガソリンの品質を証明することは認められるが、品質を個々に証明する（法定基準値よりも低い）個別基準値を使用することを認めていなかったことが問題となった。米国が個別基準値の使用を認める精製業者とは、一九九〇年当時のガソリンの品質についてデータの提供ができる精製業者に限られており、この点が、現在のガソリンの品質とは全く関係ない、業者の能力によって区別をする PPM 規制となっていた。パネルは、ガット第三条四項は、業者の特性や業者が保有しているデータの性質によって不利な待遇を与えることを認めていないとして、上述のモルト飲料事件を引用しながら、輸入ガソリンと米国の国内産のガソリンは同種の産品である、とした<sup>(49)</sup>。

ここで少し PPM 規制についてまとめてみよう。これまでの判例によれば、輸入制限の側面を持つ PPM 規制であれば第十一条違反とする考え方があった。しかし、こうした考え方については、学説上、批判があり、PPM 規制はガット上、第十一条違反を直ちに構成するものではなく、第三条の中で適合性が争える問題であるという主張がある<sup>(50)</sup>。つまり、PPM 規制であれば直ちに十一条違反とするのではなく、三条の要件に沿って検討しようという立場で、具体的には第三条二項および四項の一つ目の要件である<sup>(51)</sup>、PPM 規制に従った産品とそうでない産品の「同種性」を同種の産品の判断基準に照らして検討すべきであるという考えである。周知のとおり、同種の産品の判断基準は、WTO になってからの日本の酒税事件において、(1) 物理的特性、(2) 最終用途、(3) 消費者の嗜好、(4) 関税分類の四つとされている。しかし、前述の米国のガソリン精製基準事件のパネルが示したとおり、WTO になってからも、物理的特性が同じであれば、生産工程・方法が異なっても第三条においては同種の産品とみなされてきた経緯がある。他方で、論者の中には、PPM 規制の場合、消費者の嗜好によって、PPM 規制

に従った製品とそうでない製品は同種ではないと判断できる場合があり得る、という主張が以前からあった。<sup>(52)</sup> その主張を、同じように、持続可能性基準に従ったバイオ燃料と、そうでないバイオ燃料にも適用しようという考えがある。<sup>(53)</sup> しかし、次のような反論もある。すなわち、EUのアスベスト規制事件の上級委員会の判断から、同種性の判断ではとりわけ物理的特性の同種性が重要であるという点を重視して、<sup>(54)</sup>（最終製品に影響を与えない PPM 規制の場合は必ずそうであるように）物理的特性が同種である限り、消費者の嗜好によって二つの製品が同種でないというデータがあつたとしても、同種の製品とみるべきという考え方である。<sup>(55)</sup> このように、PPM 規制と製品の同種性の問題は、判例上も不明確な部分があり、論者の見解も一致していないが、EU の持続可能性基準の WTO 適合性を検討している論考は、まずは同種性の検討から議論をはじめているものが多い。以下では、EU 指令の持続可能性基準のガット適合性を具体的に見ていくこととする。

## (2) 持続可能性基準とガット第三条四項

バイオ燃料の持続可能性基準は、ガット第三条四項に関係する。前述のとおり、EU 指令は、持続可能性基準にそつていないバイオ燃料に対して輸入禁止をしていないが、持続可能性基準に従ったバイオ燃料を利用した場合に、国別の目標値の達成のためのバイオ燃料として数値に参入することができ、また、様々な財政支援を受けることができる。これらは、四項の中のバイオ燃料の「使用」に関する要件にあたる。四項の違法性は、①同種の製品であることと、②輸入製品に対して不利な待遇が与えられていることの二点で判断される。

まず、①温室効果ガスの排出量の削減に関する基準について考えると、この基準の下では、てん菜・サトウキビ・菜種油等、原材料ごとに、温室効果ガス削減効果の値が異なっており、それが EU の設定した削減水準を充た

すかどうかが問題となる。例えば、EUで主として生産されるバイオディーゼルの原料の菜種油の削減効果の既定値は三八%とされるが、マレーシアやインドネシアが主として生産するバイオディーゼルの原料のパーム油の場合（メタンガスを回収しない場合）は一九%が既定値となっており、ここで、EUにパーム油を輸出する側が、菜種油とパーム油は同種であるという主張をする可能性がある<sup>(56)</sup>。前述のとおり、WTOの判例上、同種の製品の判断基準は、物理的特性、最終用途、消費者の嗜好、さらに関税分類<sup>(57)</sup>の四つとされている。この四つの同種性の判断基準に照らして同種性が問題とならずれば、菜種油とパーム油という原材料という物理的特性の点である。しかし、バイオ燃料は一般的に、何種類かを混合し、さらにそれをガソリンあるいは軽油と混合して燃料として利用されることを考慮すれば、菜種油であろうと、パーム油であろうと、物理的に異なる特性があるとは言えない（混合して利用される観点からすると、同様に消費者の嗜好についても、菜種油とパーム油に違いがあるとは言えない<sup>(58)</sup>）。したがって、①の基準については、削減効果の既定値が異なる製品間においても同種性が認められる可能性は高い<sup>(59)</sup>。

次に、②土地利用に関する基準についてみていこう。ここで同種性が問題となるのは、生物多様性など環境に配慮して生産されたバイオ燃料とそうでない燃料であるが、この二つの製品間で、物理的特性、最終用途、関税分類は同じとみることができる。しかし、消費者の嗜好については、異なるという見解もあるだろうし、消費者の嗜好においても二つの製品は区別されずに同種であると見る立場もある<sup>(60)</sup>。したがって、同種性が認められるかどうかは明らかではないが、ここでは同種の製品として考えて、議論を先に進めることにする。

以上のように同種性の要件について検討がなされた後は（つまり、同種の製品であるとされれば）、不利な待遇に関する要件に検討は移る。第三条四項の不利な待遇の判断は、判例上、次のように理解されている。すなわち、「輸入産品に悪影響を与える形で競争条件の変更」をするような措置かどうかによって判断される<sup>(62)</sup>。しかし、何を



もって競争条件の変更があったと判断されるかという点については、若干、不明確な部分がある。WTOの判例においては、国内生産に保護的であることを立証しない限り不利な待遇にはあたらないとされており、<sup>(65)</sup>単なる、輸入製品に対する不利な効果 (detrimental effects) だけでは、それだけで不利な待遇を与えていることの立証にはならず、製品の原産が外国であること (foreign origin of the product) に関連する要因によって不利な効果が生じていることが求められるとされている。<sup>(64)</sup>

まず、①温室効果ガスの排出量の削減水準については、EU指令が三五%という水準を設定している点において、輸入バイオ燃料を排除するような差別的な水準の設定になっているかどうか問題となり得る。<sup>(65)</sup>さらに、この値は二〇一七年には五〇%に上がることになっている。EU域内ではディーゼル車が普及していることから、現在、主として生産されているのは (バイオエタノールよりも) バイオディーゼルで、その温室効果ガス削減の規定値は、例えば、菜種油は三八%、ひまわり油は五一%となっている。他方、輸入バイオ燃料として想定されているパーム油は生産過程によって一九%あるいは五六%、サトウキビは七一%、大豆は三一%となっている。<sup>(66)</sup>こうした値が、EU域内産のバイオ燃料を優遇し、域外からのバイオ燃料に不利な待遇を与えるような構造になっているかどうかについては慎重に判断する必要があるが、先行研究では域外からのバイオ燃料に対して不利な待遇を与えるものではないという見解がある一方で、<sup>(67)</sup>不利な待遇を構成しているという指摘もあり、<sup>(68)</sup>見解が分かれている。

次に②土地利用に関する基準が、輸入バイオ燃料に不利な待遇を与える可能性について検討する。前述のとおり、②の基準は、生物多様性価値の高い土地、炭素貯蓄度の高い土地、泥炭地という三つの土地の保全を求めるものであるが、こうした土地は、EU域内よりも、特定の域外の国 (例えば、ブラジル、マレーシア、インドネシア等) に地理的には多く存在しているとされる。それを考慮すると、特定の輸出国のバイオ燃料は、②の基準を充たさな

いとされる可能性が高く、ここでも域外からのバイオ燃料に不利な待遇を与えていると判断される可能性が高いという見解がある。<sup>(69)</sup>ただしこれが、EU産バイオ燃料への保護主義的な措置であって外国産バイオ燃料への差別をもたらしているかどうかは、もう少し慎重に判断する必要があるかもしれない。生物多様性価値の高い土地、炭素貯蓄度の高い土地、泥炭地という三種類の土地が存在するか否かは、客観的に判断できるものであって、原産国への差別というよりは、持続可能性を維持するための正当な規制とも言えるからである。<sup>(70)</sup>

(3) 持続可能性基準とガット第二〇条

以上のとおり、EU指令がガット第三条四項違反を構成するかどうかは明確ではないが、仮に違反であったとしても、ガット第二〇条の例外条項で正当化される可能性がある。持続可能性基準に関連するのは、第二〇条(b)号「生命または健康の保護のために必要な措置」、あるいは(g)号「有限天然資源の保存に関する措置」である。WTOの判例上、(b)号は必要性の要件(いわゆる、バランスング・テスト)を有しており、(g)号よりも要件が厳格であると言われている。ここでは、(g)号だけを取り扱うが、(g)号の三つの要件である、(1)「有限天然資源」に(2)「関する」措置で、(3)措置が国内の生産または消費に対する制限と関連して実施されること(すなわち、内外の公平性のルール)、という点については、EU指令は要件を充足しているという見解が多い。<sup>(71)</sup>すなわち、①温室効果ガスの排出量の削減水準と②土地利用に関する基準の中でも炭素貯蓄度の高い土地および泥炭地に関する持続可能性基準は、「温室効果ガスがない」気候・大気」という「有限天然資源」の保存のためのものであり、また、地球温暖化の防止という目的に「実質的な関連」を有した措置であり、さらに、輸入産品と国内産品の双方に適用される措置であることから、(g)号の要件は満たされると考えられる。

さらに (g) 号には、(1)「有限天然資源」の要件に関連して、いわゆる管轄権要件というものがあり、これは、規制国が自国の域外の有限天然資源の保存をすることはどこまで可能かという問題である。<sup>(73)</sup> この点、米国のエビ輸入禁止事件では、米国と保存される資源（海亀）との間に「十分な関連性 (sufficient nexus)」があると判断された。<sup>(74)</sup> 同事件においてそうした関連性が、有限天然資源である海亀が米国を含む複数国の管轄権内を回遊している点から導かれたことに照らせば、持続可能性基準についても、「気候・大気」の保存は、EUの管轄と十分に関連があると考えられる。したがって、①温室効果ガスの排出量の削減水準と②炭素貯蓄度の高い土地および泥炭地に関する基準については、(g) 号の要件は充たされると言えよう。

ただし、②土地利用に関する基準の中の、生物多様性価値の高い土地の利用に関する基準は問題がないわけではない。この基準は、生物多様性の高い生態系という「有限天然資源」の保存のためのものであり、その保存に「実質的な関連」を有した措置であり、また、輸入産品と国内産品の双方に適用されるものである。その点においては (g) 号の要件は充たす。しかし、前述の管轄権要件については、EU域外の生物多様性の高い生態系の保存は、EU域内のその保存とは関連があるとは言えず、充たすことができない可能性がある。<sup>(75)</sup> ただし生物多様性の保存に関しては、二〇一二年二月の時点で一九二か国が締結している「生物の多様性に関する条約」があり、域外の事情であるからといってEUが無関心であっていいものではないという点において、管轄権の要件の緩和という判断もありえよう。<sup>(76)</sup>

仮に (g) 号の要件を充足したとしても、その後は柱書の要件——すなわち、恣意的・正当と認められない差別、または偽装された制限でないこと——を充たす必要がある。上級委員会が米国のエビ輸入禁止事件において示したように、柱書の役割は、措置全体の適用方法に問題がないかどうかをみるもので、措置を適用するにあたり、「信

義誠実原則」や「濫用又は不正な援用の防止」の機能を持つ。<sup>(77)</sup> 米国のエビ輸入禁止事件では、例えば、エビ漁における海亀の保護装置について、米国政府が指定したものと同じものを使用することをエビの輸出に義務づけていたことから、柔軟性のない政策の強要であるとされ、これが「正当と認められない差別」にあたりとされた。<sup>(78)</sup>

EU指令上の①温室効果ガスの排出量の削減に関する基準については、前述のとおり、事業者の利便性の点から温室効果ガス削減効果の既定値が設定されている。この既定値は、欧州委員会が二年に一度、必要に応じて見直す必要はなく、固定されたものではない点において柔軟性が認められる。<sup>(79)</sup> また、前述のとおり、この既定値を用いる必要はなく、実際の温室効果ガス排出の値を算出してもよいので、措置の運用において柔軟性は確保されているとみることができる。

②の土地利用に関する基準に関しては、一部を除いて、生物多様性価値の高い土地、炭素貯蓄度の高い土地、泥炭地の定義がEU指令上に規定されている。この定義が、EU独自の定義ではなく、国際社会において客観的な定義かどうかの問題となつてこよう。生物多様性価値の高い土地については、国際協定において保全が認定された土地であることが一つの条件となっており、これは客観性を確保した方法であろう。また、一部の土地については、環境に悪影響をもたらさない証拠を示すことができれば、その土地の利用が認められている点は、<sup>(81)</sup> 手続的な柔軟性につながっている。

(4) 持続可能性基準とTBT協定

バイオ燃料の持続可能性基準の問題は、ガットだけでなくTBT協定にも関わる。TBT協定は、「強制規格(technical regulations)」、「任意規格(standards)」及び「適合性評価手続」の三つの措置をカバーしており、そ

の定義は同協定の附属書一に規定されている。まず持続可能性基準が、強制規格であるかどうかが問題になるが、強制規格の要件は、EUのアスベスト規制事件の上級委員会が明確化している。すなわち、「産品の特性を、積極的に、あるいは消極的に規定する文書」であって、「対象産品を特定する」「遵守が義務的」なものである。<sup>(82)</sup>

EU指令上の二つの基準、①温室効果ガスの排出量の削減基準と、②土地利用に関する基準は、バイオ燃料という対象産品を特定して、その特性を規定するものであるが、その遵守が義務的かどうかという点は少し考える必要がある。前述のとおり、EU指令は持続可能性基準を遵守していないバイオ燃料の輸入・流通・販売を禁止しているわけではなく、どのようなバイオ燃料であっても、EU域内に輸入し販売することが可能であるが、持続可能性基準を充たしたバイオ燃料であれば、EU指令第十七条一項に基づき、国別の目標値の達成のためのバイオ燃料として参入することができたり、様々な財政支援を受けられる適格性を充たすという扱いを受けたりすることができ。基準を遵守していなくとも市場での販売が可能である点において義務的な措置であるかどうか問題となるが、WTO紛争解決手続でこれが争点になった事例として、米国のマグロラベリング事件がある。この事件では、米国法に従って、イルカを保護する漁法でとられたマグロをつかった製品については、イルカ保護のラベル表示をすることができるといふ米国の措置が問題となった。米国法によれば、ラベル表示がなくても米国市場でマグロを販売することは可能であるが、イルカを保護する漁法でとったマグロであることを示すラベル表示を付す場合には、米国法の要件に従うことが求められていた。同事件では、これが遵守を義務づける「強制規格」であるのか、「任意規格」なのか議論され、パネルの段階ではパネリストの中で見解が分かれたが、上級委員会はこれを、イルカ保護に関するマグロ製品を規律する唯一の法的な要件であることから、強制規格であるとした。<sup>(84)</sup>この上級委員会の判断によれば、EUの持続可能性基準も、指令上の特定の待遇を受けることのできる「持続可能な」バイオ燃料に

関する法的要件であるので、強制規格とみることができるとは、

強制規格であるとしてもさらに、TBT協定上も、ガットと同じようにPPM規制の取り扱いの問題がある。すなわち、TBT協定の附属書一・一の第一文の強制規格の定義である「産品の特性又はその関連の生産工程若しくは生産方法について規定する文書」という文言の解釈である。「産品の特性又はその関連の (product characteristics or their related)」生産工程・生産方法とされていることから、最終製品にあくまでも影響を与える生産工程・方法を規律する規制（すなわち、生産工程・方法が最終製品に特性として反映されるもの）であれば、TBT協定の強制規格として取り扱われるが、そうでない場合には、TBT協定で取り扱われるのかどうか明らかでない。<sup>(85)</sup> ウルグアイ・ラウンドの交渉時に、最終製品に影響を与えない生産工程を規律するものを強制規格とするかどうかが議論されたが、合意に至らなかったと指摘されている。<sup>(86)</sup> そのため、先行研究においても、持続可能性基準のTBT協定適合性について議論しているものが少なく、本稿でもこれ以上の検討は行わない。なお、PPM規制が強制規格としてTBT協定上扱うことができるとなれば、最惠国待遇および内国民待遇を規定したTBT協定二・一条および必要性要件を規定した二・二条との整合性が問題となってくる。

以上、EUの持続可能性基準のWTO協定適合性をみてきた。PPM規制である持続可能性基準は、ガット第三条四項の要件に違反しない可能性があること、仮に違反したとしても、ガット第二〇条 (g) 号において正当化される可能性があることが分かった。WTO協定適合性は懸念されるが、さほど大きな問題ではないとも言える。それでは、こうしたEU指令の成立を受けて、他国はどのように反応しただろうか。次に日本のケースを取り上げる。

## 五 日本におけるバイオ燃料の持続可能性基準

## (1) 日本の持続可能性基準の内容

日本では、二〇〇九年九月に「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(以下、エネルギー供給構造高度化法)<sup>(87)</sup>が施行され、石油精製業者に対して化石燃料の有効利用と非化石燃料の利用の促進を求める制度が成立した。非化石燃料の利用の促進にあたっては、一定規模以上の石油精製業者に対して義務が課され、具体的には、二〇一〇年一〇月に「非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準(平成二二年経済産業省告示第二四二号)」(以下、判断基準)において、ガソリンとバイオエタノールを混合して自動車燃料として利用することとされた。日本では、ガソリンエンジンのほうが市場に多いため、バイオディーゼルではなくバイオエタノールの利用が規定されたものと考えられる。また、この判断基準では、二〇一一年度から二〇一七年度までのバイオエタノール導入の目標量が段階的に定められ、同時に、利用可能なバイオエタノールの基準、すなわち持続可能性基準が設定された。この判断基準を定めるにあたって、経済産業省・資源エネルギー庁が、農林水産省と環境省とともに、二〇〇九年度に「バイオ燃料導入に係る持続可能性基準等に関する検討会」を開催、二〇一〇年三月にその中間とりまとめの報告書(以下、検討会報告書)を公表している<sup>(90)</sup>。以下では、この報告書から読み取れる、日本政府の判断基準策定の考え方を検討し、EU指令との違いを指摘したい。

この判断基準によれば、持続可能性基準にあたるものは三点ある。第一に、バイオエタノールのライフサイクルにおける温室効果ガスの排出量がガソリンと比較して五〇%未満であることである<sup>(91)</sup>。EU指令のように、段階的に

三五%から五〇%へ削減率をあげるような規定はない。事業者は算定式を用いて排出量を算定するが、その方法はEU指令と二つの点において違いがあるとされている。<sup>92)</sup> またEU指令と同様、算定式を使って算出する代わりに既定値を用いることができるが、既定値が設定されているのは、ブラジル産サトウキビ由来のエタノールだけである（判断基準の別表二参照）。こうしてみると、多くの原料について既定値が定められているEU指令よりも、日本の規律は事業者にとって厳しいようであるが、「実証段階にあるバイオエタノール」の原料を用いた場合で、温室効果ガスの排出削減について「公正に評価されたもの」については、五〇%未満基準を満たしたものとみなされる扱いになっており、その点は事業者に配慮がなされていると言える。<sup>93)</sup>

第二の基準は食料価格に関するもので、石油精製業者は「バイオエタノールの原料の需給が食料価格に与える影響を回避できるよう配慮」し、「原料の生産量の著しい減少が懸念される場合等」は、……情報を国に提供すること」とされている。<sup>94)</sup> 食料価格への影響は、EU指令でも、欧州委員会が二年に一度のペースで欧州議会及び理事会に対して報告書を提出する事項の一つであり、この点では日本の規定もEU指令と同様の考慮をしたことになる。<sup>95)</sup>

他方、食料価格と並んで検討されることの多い、その他の社会的基準である、土地利用の権利および労働者の権利保護については、判断基準では規定がおかれなかった。前述のとおりEU指令では、食料価格と並んで、土地利用の権利の遵守状況および八つのILO条約の批准について、欧州委員会が二年に一度のペースで欧州議会及び理事会に対して報告書を提出することとされており、欧州委員会によって認定された民間スキームの中でも、土地利用の権利の証明や労働者の権利に関する事項については規定がなされているものが多い。それに対して、日本の判断基準の策定前の検討会でこれらの点については、「事業者に対しては、生産国の国内法の遵守を、可能な範囲で確認するよう求める」とされていた。<sup>96)</sup> 判断基準策定の段階では、国内法の遵守という点も規定されなかったことに



なる。どのような理由によって規定がされなかったかは定かではないが、検討会報告書では、日本が八つのILO条約のうち二つを批准していないこと（強制労働の廃止（第一〇五号）・雇用及び職業についての差別待遇（第一一号））や、欧州委員会のヒアリングの結果、社会的影響よりも生物多様性など環境影響の方が重視されているという情報を得たこと等の指摘がされており、こうした点が影響したと予想できる。<sup>(97)</sup>

判断基準において、土地利用の権利および労働者の権利保護が明記されなかった一方で、食料価格の影響については判断基準に明記されたのはなぜなのだろうか。この点は、やはり日本の食料自給率が低く、輸入に依存していることが影響していると予想される。検討会報告書においても、食料安定供給に対する日本国内の世論について言及がなされている。<sup>(98)</sup> 輸入可能なバイオエタノールとしては、ブラジルのサトウキビのほかに、米国のトウモロコシを原料としたものが知られているが、判断基準の別表二の中の「規定値を定める予定のバイオエタノール」にトウモロコシは含まれておらず、食料価格に影響を与えるような穀物を原料とするバイオエタノールの利用が考えられないことが示唆されている。

第三の基準は、生物多様性に関するもので、石油精製業者は「原料生産国の生態系への影響を回避するため、原料生産国の国内法を遵守して……いる事業者から調達を行うよう十分に配慮」し、「生物多様性が著しく損なわれることが懸念される場合等は、……情報を国に提供すること」とされている。<sup>(99)</sup> つまり、生産国の国内法の遵守というレベルの義務にとどまった。EU指令においては前述のとおり、生物多様性価値の高い土地について定義づけをしており、原料生産国の国内法で指定される生物多様性価値の高い地域はその一つでしかない。<sup>(100)</sup> 日本の検討会報告書によれば、「……我が国が生物多様性の高い土地について定義づけることは難しいが、生産国の国内法又は批准している条約を基にして、生物多様性の高い土地を判断することは可能であると考えられる」とされていた。ここ

でも、あくまでも原料生産国の国内法および批准している条約の遵守が基準として考えられているが、一歩進んで、生産国が批准しているかどうかにかかわらず、生物多様性条約に基づく定義づけや、欧州委員会に認定された民間の認証スキームが利用している「高保全価値を有する地域（High Conservation Value Area）」<sup>(10)</sup>の定義などを使うことはできなかったか。生産国の国内法の遵守というレベルが、十分な環境保護につながるかどうか疑問が残る。検討会では「日本のスタンスはあくまで、各国の国内法を尊重するという考え方」とされており、つまり、こうしたレベルの基準が、生産国の主権の尊重という観点からとられたようだが、そのレベルを越える要求は、バイオエネルギー産業（日本のバイオエタノールの販売者）のコストに影響（また最終製品の価格に影響）することが懸念されたのであろうということも予想される。

日本の判断基準では、EU指令に規定されているその他の環境の基準——高い炭素貯蔵地域での原料生産の禁止や、水・土壌・大気の保護——についての規定はない。検討会段階においては、「EU指令にならない、湿地、高生育密度森林、泥炭地……での栽培を禁止する」とされ、<sup>(11)</sup>また、最低限、遵守すべき生産国の国内法規制として「大気、水、土壌など、環境保全に関する法規制」<sup>(12)</sup>が挙げられていた。間接的な土地利用変化についても日本では規定はないが、これは検討会段階においては「EU指令、英国 RTFO [Renewable Transport Fuel Obligation] にならない、政府が監視すること」と<sup>(13)</sup>されていた。

証明の方法としては、民間の認証スキームの利用は考えられていない。検討会報告書段階でも「生産国においてバイオ燃料に関する認証制度が普及するか、又はバイオ燃料に関する国際的な認証基準が確立した場合には、認証取得した燃料の調達を奨励する」と<sup>(14)</sup>とされているだけである。

以上、日本の判断基準をEU指令と比較して検討してきた。結果的には日本の判断基準は、EU指令の持続可能

性と異なるものとなった。しかし、検討会の段階において、EU指令が国際的動向の一つとして参考にされていたのは確かであり、今後、EU指令が改正されることになれば、それがまた日本の判断基準に影響を与えることは考えられる。そのほかに検討会の段階で参考にされていたのは、英国のRTFO、米国のRFS (Renewable Fuel Standard)、二〇〇六年に始まった国際的な取り組みであるグローバル・バイオエネルギー・パートナーシップ (Global Bioenergy Partnership : GBEP) の動向であった<sup>(9)</sup>。また、WTO協定との整合性についてどれくらい考慮されたのか興味深いのが、検討会が、バイオ燃料が環境および社会に影響を与える内容の基準を検討している文脈で、「自由貿易ルールとの抵触」が懸念されるといった表現が三か所だけあった<sup>(10)</sup>。しかし、どの程度深くまでWTO協定の整合性について検討されていたのかは定かではない。

## (2) 基準の運用

それでは、判断基準の実際の運用はどうなっているだろうか。前述のとおり、判断基準では、二〇一一年度から二〇一七年度までのバイオエタノールの導入量が定められたが、二〇一二年度までは原油換算で二万キロリットル、その後段階的に引き上げられ、二〇一七年度には原油換算で五〇万キロリットルとされている。この五〇万キロリットルとは、京都議定書目標達成計画における導入目標値である<sup>(11)</sup>。

石油業界は、八社が出資して、二〇〇七年にバイオマス燃料供給有限責任事業組合 (JBSL : Japan Biofuels Supply LLP)<sup>(12)</sup> を設立し、バイオエタノールの導入に向けて取り組んできた。二万キロリットルという目標値が具体的にどのように達成されたかという点、JBSLが、ブラジルよりバイオエタノールを調達、米国において加工されたバイオETBE (ethyl tertiary butyl ether : エチル・ターシャリー・ブチル・エーテル) を日本に輸入し、

組合員の製油所に配送し、各製油所がバイオETBEをガソリンに配合してバイオガソリンとして流通させるとい  
う形をとった。<sup>(16)</sup> ブラジルからの調達先は、バイオエタノール製造販売組合コペルスカル (Copersucar) であり、  
長期契約を締結している。<sup>(17)</sup> 判断基準の遵守の証明として具体的に経済産業省より何が要求されたのかは明らかでは  
ないが、「生産者の宣誓書」がその一つとして出されたようである。<sup>(18)</sup> コペルスカルの二〇一一年および二〇一二年  
のサステナビリティ・レポートによれば、顧客からの要請によって、社会的・環境上の基準を遵守して生産したこ  
とを示す宣誓書 (Declaration) を出しているという。<sup>(19)</sup> また、ブラジルのバイオエタノール企業であれば、欧州委員  
会によって認定された民間スキームの一つ、Bonsucro の認証をコペルスカルが得ているかどうかという点も考  
慮されるべきであるが、同サステナビリティ・レポートによれば、コペルスカルが取り扱うサトウキビ七八〇万  
トンのうち、四二万トンの砂糖と三〇万キロリットルのエタノールについては Bonsucro の認証を得ているとされ  
ている。<sup>(20)</sup> 日本への輸出分に認証バイオエタノールがあてられているのかどうかは不明であるが、Bonsucro の認証  
バイオエタノールであれば、日本の判断基準には含まれなかった土地利用の権利の遵守および労働者の権利保護に  
<sup>(21)</sup> ついても、Bonsucro のスタンダードでカバーされ、遵守が確保されていることになる。

二〇一七年度以降のバイオエタノールの導入量がどうなるかは、まだ不明である。今後の動向についてしばしば  
指摘されるのが、二〇一〇年六月に発表された、日本政府の『エネルギー基本計画』に、「バイオ燃料については、  
……二〇二〇年に全国のガソリンの三%相当以上の導入を目指す」とされている点である。前述のとおり、二〇一  
七年度には導入量は原油換算で五〇万キロリットル (エタノール換算で八二万キロリットル) となる予定であるが、  
これは、二〇一七年度のガソリンの内需量の見通しが四四〇〇万キロリットルとされていることに照らすと、ガソ  
リンの二%弱相当でしかない。エネルギー基本計画のいう三%相当量が目標とされると、バイオエタノールの導入

量はかなり増加させなければならないことになる。バイオエタノールの導入量を増加させるのであれば、日本国内でのバイオ燃料の生産量の大幅な増量が見込まれない限り、輸入に頼ることを考慮しなければならないし、輸入量が増えた場合に、持続可能性基準の遵守と原料生産国（輸入元）における証明をどのように確保していくのか考える必要がある。また、バイオ燃料の利用をめぐる問題は、持続可能性基準をめぐる問題のほか、エネルギーへの変換効率の問題、すなわちバイオマスを液体燃料に変換して利用するよりも電気や熱として利用した方が効率が良いという特徴があることも指摘しておきたい。<sup>(12)</sup>

## 六 おわりに

本稿では、EU指令の持続可能性基準の域外への拡散という観点から、EU指令の構造と民間の認証スキームの利用状況、WTO協定適合性、そして日本への影響を見てきた。EUの持続可能性基準の日本への影響は、前章で検討したとおり限定的であったが、日本のケースはバイオ燃料の輸入国としての例であり、現時点ではブラジルの一企業からのバイオエタノールの輸入という特殊なものであった。つまり、輸入元が特定されているため、基準の中でカバーされていない土地利用の権利や労働者の権利の保護、また水・土壌・大気など環境全般の保護についても、遵守が確保されやすい状況にあるとは言えよう。

限定的な影響であったとはいえ、EU指令が参考にされていたのは確かであり、今後、EU指令が改正されることになれば、それがまた日本の判断基準に影響を与える可能性がある。前述のとおり、欧州委員会は、間接的な土地利用変化の影響を抑制するための提案を二〇二二年一月に提出した。<sup>(13)</sup> その提案内容は大きく四点ある。<sup>(14)</sup> 第一に、穀物・糖質作物・油糧作物について間接的な土地利用変化による温室効果ガスの推定排出量を定め、それをバイオ

燃料の利用に関する加盟国の進捗報告の中で用いること、第二に食料用作物を原料とするバイオ燃料の量を（二〇二〇年までのバイオ燃料導入目標値一〇％うち）五％までに制限すること、第三に、藻類・わら・廃棄物等を原料としたいわゆる第二・第三世代のバイオ燃料を使用した場合には、一〇％の導入目標値の達成の算定において割合を四倍として計上できること、そして第四に、二〇一四年七月以降に新規に生産が開始される事業者については温室効果ガスの削減率を六〇％とすること、またそれ以前に稼働している設備については二〇一八年より五〇％とすること、の四つである。第四の点は、現在のEU指令第一七条二項が規定している内容の修正であり、また第三の点も現在の第二一条二項の内容を發展させたものである。<sup>(15)</sup> 他方、第一と第二の点は新しく入った提案である。間接的な土地利用変化に関連して、第一のような内容の提案がなされる可能性は指摘されていたが、それが持続可能性基準における削減値としてではなく、加盟国の進捗報告の中で用いられるとなった点は、内容的には後退したと受け取られたであろう。第二の食料用農作物を原料とするバイオ燃料の量の制限は新しい提案であり、バイオ燃料政策の悪影響を懸念するアクターにとつては評価できる提案であったと思われる。こうした欧州委員会の提案が、現在のEU指令の改正として具体化すれば、日本の基準への影響が将来また見られる可能性がある。

今後の研究の課題としては、規制の拡散を検討するのであれば、バイオ燃料を生産している国への影響をみる点が不可欠である。アジアであれば、東南アジア各国、中国、そしてインドである。東南アジアについては、マレーシアとインドネシアにおいてパーム油を原料としたバイオディーゼルが生産されており、EUにも輸出されていることが知られている。パーム油については、パーム油の生産過程の認証のための民間の認証スキームとして、RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil: 持続可能なパーム油のための円卓会議) が、二〇〇四年より活動をおこなっている点が注目される。EU指令が成立する前から用いられているスキームであり、近年は東南アジア

での普及がめざましい。RSPPOの基準は、温室効果ガスの排出量の削減基準を設定していないが、土地利用の権利の保護、労働者の権利の保護、水・土壌・大気など環境全般の保護、生物多様性の高い土地の保護などをカバーしている。RSPPOは、二〇一二年一月に、欧州委員会からEU指令上の認証スキームとしての認定が与えられた<sup>(36)</sup>。このRSPPOの普及状況を検証することも重要であろう。他方、東南アジア・中国・インドで生産されたバイオ燃料をEUに輸出するためには、欧州委員会によって認定されたそのほかの民間の認証スキームの利用も可能である<sup>(37)</sup>。これらのスキームがどれくらいアジアで活用されているかという点も検証する必要がある。

(39) Scott, *supra* note 17, pp. 832-833.

(40) 邦語文献も多く、例えば、阿部克則「WTOによる貿易規律と気候変動枠組条約——排出量取引制度」「国際問題」五九二号（二〇一〇年六月）、石川義道「国境調整措置とWTO協定」有村俊秀・蓬田守弘・川瀬剛志編『地球温暖化対策と国際貿易——排出量取引と国境調整措置をめぐる経済学・法学的分析』（東京大学出版会、二〇一二年）などがある。

(41) 他方で、①温室効果ガスの排出量の削減水準の要件が、最終製品としてのバイオ燃料に影響を与えているPPM規制とみる見解もないわけではない。すなわち、燃料として最終的に燃焼される前までの削減率が異なることに着目し、これは最終製品の特性に影響を与えているとする指摘<sup>38</sup>がある。Andrew Mitchell and Christopher Tran, “The Consistency of the European Union Renewable Energy Directive with World Trade Organization Agreements: The Case of Biofuels,” *Renewable Energy Law and Policy Review*, 2010, p. 36.

(42) Robert E. Hudec, “The Product-Process Doctrine in GATT/WTO Jurisprudence,” in Marco Bronckers and Reinhard Quick eds., *New Directions in International Economic Law* (Kluwer Law International, 2000), p. 193.

(43) *United States — Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products (U.S. — Shrimp)*, Appellate Body Report, WT/DS58/AB/R, adopted 6 November 1998, paras. 7 and 188.

(44) Hudec, *supra* note 42, p. 217.

- (45) *United States — Restrictions on Imports of Tuna (Mexico)*, GATT Panel Report, 3 September 1991, *reprinted in* 30 I.L.M. 1594 (1991), unadopted, para. 5.13-5.14.
- (46) Donald H. Regan, “How to Think about PPMs (and Climate Change),” in Thomas Cottier, Olga Nartova, and Sadeg Z. Bigdeli eds., *International Trade Regulation and the Mitigation of Climate Change: World Trade Forum* (Oxford University Press, 2009), pp. 118-119.
- (47) Hudec, *supra* note 42, p. 206; Robert Howse and Donald Regan, “The Product/Process Distinction — An Illusory Basis for Disciplining ‘Unilateralism’ in Trade Policy,” 11 *European Journal of International Law* 249, 283 (2000).
- (48) *United States — Measures Affecting Alcoholic and Malt Beverages*, GATT Panel Report, adopted 19 June 1992, BISD 39S/206, para. 5.19 (“The Panel considered that beer produced by large breweries is not unlike beer produced by small breweries. Indeed, the United States did not assert that the size of the breweries affected the nature of the beer produced or otherwise affected beer as a product”).
- (49) *United States — Standards for Reformulated and Conventional Gasoline (U.S. — Gasoline)*, Panel Report, WT/DS2/R, as modified by the Appellate Body Report, WT/DS2/AB/R, adopted 20 May 1996, para. 6.11 (“Article III : 4 of the General Agreement deals with the treatment to be accorded to like products; its wording does not allow less favourable treatment dependent on the characteristics of the producer and the nature of the data held by it. The Panel noted that in the *Malt Beverages* case, a tax regulation according less favourable treatment to beer on the basis of the size of the producer was rejected. Although this finding was made under Article III : 2 concerning fiscal measures, the Panel considered that the same principle applied to regulations under Article III : 4.”). また、川瀬剛志「ガソリンケース再考——その『貿易と環境』問題における意義」『貿易と関税』四六巻一号九四〜九五頁（一九九八年）も参照のこと。
- (50) Howse and Regan, *supra* note 47, p. 252. *See also*, Hudec, *supra* note 42, p. 198.
- (51) なお、第三条一項は「①同種の産品に②税率差が要件となるが、「同種」であると考えられ、②の要件の税率差の存在はほぼ自明であるため、二項違反が確定する。四項の違法性の要件は「①同種の産品であること、②輸入産品に対して不利な待遇が与えられていること」の二つである。仮に「同種」であると考えられても、②の輸入産品に対して不利な待遇が



与えられているかという二つの要件の検討において、不利な待遇ではなからず判断されれば、第三条違反にはならぬ可能性もある。

- (52) Henry L Thaggert, “A Closer Look at the Tuna-Dolphin Case: ‘Like Products’ and ‘Extrajurisdictionality’ in the Trade and Environment Context,” in James Cameron, Paul Demaret and Damien Geradin eds., *Trade and the Environment: the Search for Balance* (Cameron May, 1994); Markus Schlagenhof, “Trade Measures Based on Environmental Processes and Production Methods,” 29 *Journal of World Trade* 123-155 (1995).
- (53) Simonetta Zarrilli and Jennifer Burnett, “Certifying Biofuels: Benefits for the Environment, Development and Trade,” in Thomas Cottier, Olga Nartova, and Sadeq Z. Bigdeli eds., *International Trade Regulation and the Mitigation of Climate Change: World Trade Forum* (Oxford University Press, 2009), pp. 216-218.
- (54) 上級委員会は、物理的特性と最終用途・消費者の嗜好の基準の関係について、本件のように（アスベストとその他の代替繊維の）物理的特性が異なるにもかかわらずそれを同種だと主張する場合には、二つの産品間には競争関係があることを示す重い立証責任が課せられるとした。*European Communities – Measures Affecting Asbestos and Asbestos-Containing Products (EC – Asbestos)*, Appellate Body Report, WT/DS135/AB/R, adopted 5 April 2001, para. 118.
- (55) Jagdish Bhagwati and Petros C. Mavroidis, “Is Action Against US Exports for Failure to Sign Kyoto Protocol WTO-Legal?,” 6 *World Trade Review* 299, 304 (2007). But see, Robert Howse and Antonia L. Eliason, “Domestic and International Strategies to Address Climate Change: An Overview of the WTO Legal Issues,” in Thomas Cottier, Olga Nartova, and Sadeq Z. Bigdeli eds., *International Trade Regulation and the Mitigation of Climate Change: World Trade Forum* (Oxford University Press, 2009), pp. 66-67.
- (56) Stephanie Switzer and Joseph A. McMahon, “EU Biofuels Policy – Raising the Question of WTO Compatibility,” 60 *International and Comparative Law Quarterly* 713, 729 (2011).
- (57) 日本の実行関税率表（二〇二二年四月版）によれば、バイオエタノールは、化学工業の生産品の中で扱われ（統計番号三八・二六「バイオエタノール及びその混合物」）、他方バイオエタノールは、飲料、アルコール及び食酢の中で扱われている（統計番号 一一・〇七「エチルアルコール……及び変性アルコール……」）。両者とも、原料の違いによる関税率

の違いは設けられていない。関税率表が、「輸送用」のバイオエタノールなどの項目を設けておらず、実際のバイオ燃料の市場を反映していない点は、同種の製品の判断基準として使いにくく、問題であると指摘されている。Howse and Eliason, *supra* note 55, pp. 84-85.

- (8) Andreas Lendle and Malorie Schaus, “Sustainability Criteria in the EU Renewable Energy Directive : Consistent with WTO Rules?” *ICTSD Information Note No. 2*, September 2010, p. 6.
- (9) *See also*, Alan Swinbank, “EU Policies on Bioenergy, and Their Potential Clash with the WTO,” 60 *Journal of Agricultural Economics* 485, 499 (2009).
- (10) Steve Charnovitz, Jane Earley, and Robert Howse, “An Examination of Social Standards in Biofuels Sustainability Criteria,” *IPC Discussion Paper* (December, 2008), p. 10.
- (11) Mitchell and Tran, *supra* note 41, pp. 36-37.
- (12) *Korea—Measures Affecting Imports of Fresh, Chilled and Frozen Beef*, Appellate Body Report, WT/DS161/AB/R, WT/DS169/AB/R, adopted 10 January 2001, para. 187.
- (13) *EC—Asbestos*, AB Report, *supra* note 54, para. 100.
- (14) *Dominican Republic—Measures Affecting the Importation and Internal Sale of Cigarettes*, Appellate Body Report, WT/DS302/AB/R, adopted 19 May 2005, para. 96.
- (15) Lendle and Schaus, *supra* note 58, pp. 8-9; Switzer and McMahon, *supra* note 56, p. 729.
- (16) Lendle and Schaus, *supra* note 58, p. 10.
- (17) *Ibid.*, pp. 8-9.
- (18) Switzer and McMahon, *supra* note 56, p. 729.
- (19) Lendle and Schaus, *supra* note 58, pp. 9-10; Mitchell and Tran, *supra* note 41, pp. 37-38.
- (20) なお、TBT協定上で不利な待遇要件を規定している第2.1条の解釈を行った米国のクローブ入りタバコ規制事件では、輸入産品への偏った効果か「正当な規制上の区別 (legitimate regulatory distinction)」からもたらされているのかどうかを検討されなければならない（その場合は不利な待遇とは言えない）、またその検討においては、問題の強制規格の

- 構造や運用 (design, architecture, structure, operation and application) をみなければならなかった。United States — *Measures Affecting the Production and Sale of Clove Cigarettes*, Appellate Body Report, WT/DS406/AB/R, adopted 24 April 2012, para. 182.
- (71) U.S. — *Gasoline*, AB Report, *supra* note 49, pp. 20–21; *China — Measures Related to the Exportation of Various Raw Materials*, Appellate Body Report, WT/DSS394, 395, 398/AB/R, adopted 22 February 2012, paras. 355–361.
- (72) Lendle and Schaus, *supra* note 58, pp. 13–14; Mitchell and Tran, *supra* note 41, pp. 40–41; Switzer and McMahon, *supra* note 56, pp. 731–733.
- (73) ①のいわゆる管轄権要件は、第二〇条 (a) 号だけでなく (b) 号 (人・動物・植物の健康・生命の保護) についてもあてはまり、それがガット時代の米国のマクロ輸入制限事件以来どのように展開してきたかについて詳しくは、Andrew T. Guzman and Joost H. B. Pauwelyn, *International Trade Law* (Aspen Publishers, 2009), pp. 357–369 を参照。
- (74) U.S. — *Shrimp*, AB Report, *supra* note 43, para. 133.
- (75) Scott, *supra* note 17, p. 833, n. 201; Emily Barrett Lydgate, “Biofuels, Sustainability, and Trade-Related Regulatory Chill,” 15 *Journal of International Economic Law* 157, 171 (2012).
- (76) Lendle and Schaus, *supra* note 58, p. 14.
- (77) U.S. — *Shrimp*, AB Report, *supra* note 43, para. 158.
- (78) *Ibid.*, para. 161.
- (79) EU指令第一九条五項。なお、米国の主要な輸出産品である、コーンエタノールについては、既定値が設定されておらず (他方、EU域内産のコーンエタノールの既定値は四九%と設定されている) 、この既定値が存在しないことが、事業者に立証の負担をおわせる点において差別的であると見方がある。Lendle and Schaus, *supra* note 58, pp. 7–8.
- (80) EU指令第十七条三項 (b) (ii)。
- (81) EU指令第十七条三項 (b) (ii) 但書 (自然保護の目的と抵触しないことが証明された場合) および五項の但書 (土壌流出のないことが証明された場合)。
- (82) EC — *Asbestos*, AB Report, *supra* note 54, paras. 68–70.

- (83) *United States — Measures Concerning the Importation, Marketing and Sale of Tuna and Tuna Products* (U.S. — Tuna (II)), Panel Report, WT/DS381/R, as modified by the Appellate Body Report, WT/DS381/AB/R, adopted on 13 June 2012, paras. 7.111 and 7.150.
- (84) U.S. — Tuna (II), AB Report, *ibid.*, paras. 193 and 199.
- (85) Scott, *supra* note 17, p. 833, n. 202.
- (86) See, Peter Van den Bossche, *The Law and Policy of the World Trade Organization* (Cambridge University Press, 2008), p. 808, n. 312. なお、附属書1・1の第二文によれば、強制規格には「ラベル等による表示に関する要件であつて產品又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ」とされている。ラベル表示に関して、最終製品に影響を与えない生産工程・方法の扱い方については、U.S. — Tuna (II), Panel Report, *supra* note 83, para. 7.66を参照。
- (87) 平成二十二年法律第七二号(平成二十二年七月八日公布)。
- (88) エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成二十二年政令第二二二二号)第七条三項。
- (89) この点につき例えば、環境省によれば、「わが国の乗用自動車はガソリン車が大半であり、近年では軽油需要は減少傾向にあり、ガソリン需要が増加している」とされている。環境省「輸送用エコ燃料の普及拡大について 第二編 IV 輸送用エコ燃料の普及拡大のシナリオ」二一六三頁(二〇〇六年五月)。(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biofuel/materials/rep\_h1805.html) 二〇二二年二月二十五日アクセス。
- (90) 経済産業省ニュースリリース「バイオ燃料導入に係る持続可能性基準等に関する検討会報告書について」(二〇二〇年三月五日) (http://www.meti.go.jp/press/20100305002/20100305002.html) 二〇二二年二月二十九日アクセス。
- (91) 判断基準<sup>2)</sup>。
- (92) 井上貴至・福田桂・渡邊裕美子「バイオ燃料持続可能性基準にかかわる国内外動向」『ペトロテック』第三四卷一、二、三三頁(二〇一一年)。「……欧州との主な違いはCH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>Oの温暖化係数および副産物へのアロケーション(配分)方法があげられる。」。
- (93) 判断基準 2 (3) ③。例えば、国内の一般廃棄物、多収量米、タイのキャッサバなどである。

- (94) 判断基準<sup>3</sup> (1)。
- (95) なお、欧州委員会によって認定されたスキームの中では、RのBのみが食料需給の影響についての規定をおいている。RSB Principles & Criteria for Sustainable Biofuel Production, Principle 6, Local Food Security, RSB-STD-01-001 (Version 2.0) RSB Principles and Criteria 05/11/2010, available at <http://rsb.epfl.ch/page-67254-en.html>).
- (96) 検討会報告書一七七頁。
- (97) 検討会報告書一〇八―一〇九頁。
- (98) 検討会報告書五八頁。
- (99) 判断基準<sup>3</sup> (2)。
- (100) 前掲註(13)参照。
- (101) 検討会報告書一六六頁。
- (102) 「保護価値の高い森林 (High Conservation Value Forests)」という概念については、WWFジャパンのホームページ <http://www.wwf.or.jp/activities/2009/09/701514.html> を参照。
- (103) 検討会報告書一七七頁。なお、森林保護の分野においても生産国の国内法遵守の証明 (legality verification) を求める形態が増えてきており、その影響について考察したもののとして Benjamin Cashore and Michael W. Stone, "Can Legality Verification Rescue Global Forest Governance? Analyzing the Potential of Public and Private Policy Intersection to Ameliorate Challenges in Southeast Asia," 18 *Forest Policy and Economics* 13-22 (2012) を参照。
- (104) ただし、高い炭素貯蔵地での原料生産は明示的には禁止されていないものの、そうした原料生産を行った場合、温室効果ガス排出の算定式における「直接的土地利用変化による炭素ストック量変動に伴う排出量」の値に反映され、排出量の削減基準を充たせなくなる。
- (105) 検討会報告書二四頁。
- (106) 検討会報告書一一八頁。
- (107) 検討会報告書二三頁。
- (108) 検討会報告書一一八頁。

- (10) 検討会報告書二二一四頁。
- (11) 検討会報告書八八頁、一一六―一一七頁。
- (12) 二〇〇五年四月二八日閣議決定『京都議定書目標達成計画 別表一 エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策の一覧』「E.エネルギー転換部門の取組(c) 新エネルギー対策」別一―三〇参照。
- (13) JBSLのホームページ「組合概要」を参照。 <<http://www.jbsl.jp/outline/index.html>>。二〇一二年二月二九日アクセス。
- (14) 「ザ・プロジェクト 石油連盟 バイオ燃料二二万kl導入」『週刊ダイヤモンド』九八巻三三三号、八〇―八三頁(二〇一〇年七月三二日号)。
- (15) JBSLのホームページ「事業内容」を参照。 <<http://www.jbsl.jp/content/index.html>>。二〇一二年二月二九日アクセス。
- (16) 石油連盟「石油業界のバイオ燃料への取組みと持続可能性等の課題について」二頁、二〇一二年七月一九日プレスリリース。 <[http://www.paj.gr.jp/paj\\_info/press/2012/07/19-000581.html](http://www.paj.gr.jp/paj_info/press/2012/07/19-000581.html)>。二〇一二年二月二九日アクセス。
- (17) Management and Sustainability Report Crop Years 2010/2011 and 2011/2012 by Copersucar, p. 71 (“Copersucar provides proof of compliance with legal requirements in the countries in which the product will be used in the form of declarations issued and signed by the Company’s executive directors. These declarations, normally requested by the customer, cover the principles of sustainability (social and environmental requirements.”) <[http://www.copersucar.com.br/index\\_br.html](http://www.copersucar.com.br/index_br.html)> date accessed on 14 December 2012.
- (18) *Ibid.*
- (19) たんぱく質、Bonsucroのスタンダード (Bonsucro Production Standard, Version 3.0, March 2011, Including Bonsucro EU Bonsucro Production Standard) によれば、原則として原則「二」から論点をカバーしている (PRINCIPLE 1. Obey the Law: 1.2 To demonstrate clear title to land in accordance with national practice and law; PRINCIPLE 2. Respect Human Rights and Labour Standards: 2.1 To comply with ILO labour conventions governing child labour, forced labour, discrimination and freedom of association and the right to collective bargaining)。

- (119) 経済産業省「エネルギー基本計画」平成二十二年六月、二三三頁、<http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004657/energy.html>、二〇一二年二月二十九日アクセス。
- (120) 二〇一一年度の国産のバイオエタノールの調達量は三万キロリットルだという。「岐路の温暖化対策 バイオ燃料普及の課題(中)」日経産業新聞、二〇一二年九月二日、二頁。
- (121) 泊みゆき『バイオマス本当の話 持続可能な社会に向けて』(築地書館、二〇一二年)、一九～二二頁。
- (122) 前掲註(19)参照。なお、この提案は、燃料品質指令(98/70/EC)の改正という側面も含まれているが、本稿では触れていない。
- (123) Europa, Press Release, “New Commission Proposal to Minimise the Climate Impacts of Biofuel Production” [http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-12-1112\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-12-1112_en.htm), date accessed on 7 December 2012.
- (124) 現行のEU指令第十七条二項については前掲註(12)および本文を参照。
- (125) EU指令第二一条二項は、廃棄物・残留物・非食料セルロース系材料・リグノセルロース系材料から生産されたバイオ燃料は、一〇%の目標値達成の算定において二倍として計上されるとしている。日本の判断基準にも、これと類似の規定がある(判断基準1の備考、v)。第二世代・第三世代のバイオ燃料の開発は日本においても注目されているが、量の可能性についてはまだ技術的に明らかでない。池田隆男「ゼロからわかる再生可能エネルギー 第七回 バイオ燃料」『週刊金融財政事情』二九四八号、四八～四九頁(二〇一一年九月二六日)。
- (126) RSPO Announcement, On the Approval from the European Commission of RSPO-RED, the Biofuels Certification Scheme of the Roundtable on Sustainable Palm Oil, posted on 28 November 2012, [http://www.rspo.org/news\\_details.php?nid=137&lang=1](http://www.rspo.org/news_details.php?nid=137&lang=1) date accessed on 14 December 2012.
- (127) たとえに、フィンランドのNeste Oil社は、シンガポールの精製プラントでパーム油を原料としたバイオディーゼルの生産しており、ISCCの認証を得て、EU市場に輸出しているという。Neste Oil Corporation, Press Release, “Neste Oil Celebrates the Grand Opening of its ISCC-certified Renewable Diesel Plant in Singapore,” March 11, 2011, <http://www.nesteoil.com/default.asp?path=1,41,540,1259,1260,16746,17030>, date accessed on 14 December 2012.